

豊橋市建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、本市が発注する工事の円滑かつ適正な施工を確保するとともに、地元建設業の健全な発展を図るため、豊橋市建設工事業者選定要領（昭和 49 年 6 月 1 日決裁。以下「選定要領」という。）の特例として、共同企業体制度を確立し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において「共同企業体」とは、本市が発注する工事について、入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が工事 1 件ごとに結成する特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事)

第 3 条 発注者は、工事の規模、内容等を総合的に勘案のうえ、次の表に定める基準に従い、豊橋市建設工事審査会（以下「審査会」という。）に諮って共同企業体への発注工事（以下「対象工事」という。）を決定するものとする。

工種	設計金額
建築一式工事	10 億円以上
土木一式工事	5 億円以上
その他の工事	2 億円以上

備考 特殊工法等による工事については、別に基準を定めることができる。

2 工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、対象工事は、工事の円滑かつ適正な施工を確保するとともに、地元建設業の健全な発展を図ることに寄与できると認められる工事に限るものとする。

(構成員)

第 4 条 共同企業体の構成員の数は、2 社又は 3 社とする。

2 共同企業体の構成員の資格及び組合せは、工事の規模、内容等を勘案のうえ、工事ごとに審査会に諮って定めるものとする。この場合において、当該資格及び組合せは、構成員のうち 1 社以上が市内に本店を有する有資格業者（以下「市内業者」という。）となるように定めなければならない。

3 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札の方法等)

第 5 条 対象工事は、原則として公示募集方式（入札参加資格等を公示し、一定の要件を満たす有資格業者間で結成した共同企業体を募るものをいう。以下同じ。）による競争入札とする。ただし、必要と認めるときは、代表者指名方式（共同企業体の代表者となるべき有資格業者を指名し、当該有資格業者と一定の要件を満たす有資格業者との間で結成した共同企業体を募るものをいう。以下同じ。）によることができる。

2 共同企業体の結成に当たっては、共同施工方式（国土交通省方式による甲型）によるものとする。

（出資比率）

第 6 条 構成員の出資比率の最小限度については、構成員の数、工事の規模等を勘案のうえ、工事ごとに審査会に諮って定めるものとする。

（入札の公告又は指名）

第 7 条 公示募集方式による入札を実施しようとするときは、対象工事の概要のほか、構成員の数、資格、組合せその他の共同企業体に係る要件を公告するものとする。

2 代表者指名方式による入札を実施しようとするときは、選定要領第 3 条に規定する業者数を満たす有資格業者を共同企業体の代表者として指名するものとする。

（入札参加申請）

第 8 条 共同企業体が入札に参加しようとするときは、次に掲げる書類を発注者が指定する日時までに提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格確認申請書（様式 1） 1 通

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式 2）の写し 1 通

(3) 委任状（様式 3） 1 通

2 前条第 2 項の規定により指名された有資格業者（第 10 条の規定により追加指名された有資格業者を含む。）が指定の日時までに前項の書類を提出しないときは、入札の参加を希望しないものとみなす。

（共同企業体の認定）

第 9 条 前条第 1 項の規定による入札参加申請があったときは、発注者は、内容を審査のうえ、共同企業体を認定し、書面によりその代表者に通知するものとする。

ただし、電子入札案件の場合は、電子入札システムによりその代表者に通知するものとする。

（追加指名）

第 10 条 代表者指名方式による入札の実施において、前条の規定による共同企業体の認定数が選定要領第 3 条に規定する業者数に満たないときは、他の有資格業者に対し第 7 条第 2 項の規定による指名を追加して行うことができる。

（資格の有効期間）

第 11 条 共同企業体としての有効期間は、入札の結果、落札した共同企業体にあつては、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下同じ。）の完成後 3 か月を経過した日以降とし、その他の共同企業体にあつては、当該建設工事に係る請負契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(精算報告)

第 12 条 削除

(解散後の契約不適合責任)

第 13 条 共同企業体が、当該工事を完了し、解散した後において、当該工事に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合は、本市工事請負契約約款に従い、各構成員は共同連帯して、その責に任ずるものとする。

(調査)

第 14 条 発注者は、共同企業体の適正な運営を確保するため、施工体制及び運営状況について調査することができる。

2 前項の調査は、当該共同企業体にあらかじめ通知して実施するものとする。

(除外規定)

第 15 条 対象工事については、審査会で特に必要と認める場合を除いては、単体で施工可能な有資格業者と共同企業体との混合入札は行わないものとする。

(委任)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、共同企業体制度の実施に関し必要な事項は、審査会に諮って別に定める。

附 則

この基準は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に提出されている改正前の各規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規定による様式とみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。